

決

議

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島が、ソ連に不法占拠されてから七十三年以上が経った。

この間、我々は、北方四島の早期一括返還の実現を求め、返還要求運動を展開してきた。しかし、北方領土問題が未だ解決されないことは極めて遺憾であり、強い憤りを禁じ得ない。

また、長年にわたり元島民とその後継者が被ってきた、様々な不利益は計り知れない。

政府は、昨年十一月の首脳会談により、平和条約交渉を加速することとしたが、その後の外交交渉において具体的な成果が得られていない。

我々は、北方領土問題に関する交渉が早期に進展するとともに、元島民とその後継者に対する支援が充実されることを強く願い、政府に対し、早急に次の措置を実現するよう求める。

一、外交交渉を強力に展開し、北方領土問題の解決に向けた具体的な成果を挙げ、北方四島の早期一括返還を実現すること。

一、北方墓参や自由訪問事業において、墓地・元居住地等への立入制限を解消し、これらの地域での自由な行動を確保すること。

一、自由訪問事業に関して、元島民の子の配偶者・孫とその配偶者、曾孫などを対象者に追加すること。

一、四島への航行・上陸や島内での移動に関して、参加者の負担軽減や安全の確保に必要な措置を講ずること。

一、墓地の現況把握や修復・保全、墓地にふさわしい環境を整備すること。

一、北方領土における共同経済活動にあたっては、元島民の財産権が侵害されることがないよう、適切な措置を講ずること。

一、残置財産の現況把握やその保護に必要な措置を明らかにする等、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。

一、長年にわたり不動産の所有権・賃借権の権利を行使できないことの損失等について、必要な措置を早急に講ずること。

一、北方領土返還要求運動や啓発活動等の担い手である後継者の活動に対する支援を引き続き充実すること。

右決議する

令和元年五月二十七日